

ひきこもり支援職業体験モデル事業業務委託仕様書

1 目的

ひきこもり状態にある者及び生活困窮者の社会参加を支援するため、労働体験（インターンシップ）の機会を提供する。

2 契約期間

契約を締結した日から令和7年3月31日まで

3 用語の定義

(1) ひきこもり状態の定義

「ひきこもり状態」とは、おおむね6か月以上継続して次に掲げる状態（重度の障害、疾病、高齢を原因とするものを除く。）のいずれにも該当する状態であって、本人又はその家族が状態の改善を必要としているものをいう（ただし、(2)に該当する者は除く）。

① 家族以外の者との交流を行っていない。

② 外出（家族以外の者との交流を目的としないものを除く。）をしていない。

なお、「ひきこもり状態」からの改善を図るため、ひきこもり地域支援センターや市町村などの関係機関からの支援により家族以外の者との交流や外出をしている者については、「ひきこもり状態」の者としてみなすものとする。

(2) 生活困窮者の定義

「生活困窮者」とは、福祉事務所設置自治体が設置（委託の場合を含む。）する自立相談支援機関又は就労準備支援事業所（以下「自立相談支援機関等」という。）から受託者につながを受けた（支援依頼を受けたことをいう。以下同じ。）者。

4 委託業務の内容

ひきこもり状態にある者及び生活困窮者（以下「当事者」という。）に対して、キャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティング、受け入れ事業所の開拓、事業所とのマッチング、事業所見学への同行、インターンシップの実施までの一貫した支援を行うことにより、社会体験の機会を提供し、社会参加への意欲喚起を図ることを目的とするものである。

(1) キャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティング

受託者は、個別カウンセリングを通して、スキル、価値観及び興味関心などから業種等の適性について当事者と検討すること。

(2) 受け入れ事業所の開拓

① 受託者は、事業所に対し、事業主旨等を説明し、受け入れ先を開拓すること。

② 受託者は、当事者の多様な社会参加につなげるため、複数の業種の事業所へアプローチし、受け入れ先を確保すること。

③ 受託者は、受け入れについて合意した企業には、あらかじめ誓約書（委託契約書第10条第2項に定める別添様式1の添付書類2②誓約書（様式1-4-2）によること。）の提出を依頼し、県に提出して確認を受けてから（3）以降に進むこと。

(3) 事業所とのマッチング

- ① 受託者は、(1)でのキャリアコンサルティング及び(2)での開拓した受け入れ事業所を勘案し、受け入れ候補のマッチングを行うこと。
- ② 受託者は、マッチングに際して当事者の交通手段などに配慮すること。
- ③ 受託者は、マッチングに際して当事者の同意を得ること（生活困窮者の場合は、必要に応じて自立相談支援機関の協力を得る）。

(4) 事業所見学への同行

- ① インターンシップを円滑に行うため、当事者が事業所のイメージを持てるよう、事前に事業所見学を行うこと。
- ② 事業所見学の際には、受託者も同行すること。

(5) インターンシップの実施

- ① 受託者は、受け入れ事業所とインターンシッププログラムの調整を行うこと。
- ② インターンシップ実施の人数は、最大20人までとする。
- ③ インターンシップ実施期間は、1人につき最長10日間とし、当事者及び受託者並びに受け入れ事業所の3者での合意により決定すること。
- ④ 受託者は、インターンシップ期間に必ずしも当事者に同行する必要はないが、当事者又は受け入れ事業所のいずれかから求めがあるときには、同行すること。

(6) 自立相談支援機関との連携等

- ① 受託者は、インターンシップに参加した当事者が、ひきこもり状態にある者であった場合には、当該参加者に対し、当該参加者の所在地を所管する自立相談支援機関への相談について促すこと。
- ② 受託者は、インターンシップに参加した当事者が、生活困窮者であった場合には、つなぎを受けた自立相談支援機関等に対し、当該参加者の状況について報告すること。
- ③ 受託者は、受け入れ事業所に対して、本事業におけるインターンシップ後においても、認定就労訓練事業又は福祉事務所設置自治体を実施する生活困窮者自立支援事業における就労準備支援事業への参加について、理解と協力を求めること。

5 委託料上限額

金3,378,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。ただし、県又は市の自立相談支援機関等からつなぎを受け支援した生活困窮者については、支援実績に応じて1名当たり75,600円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限に加算する（加算額合計は1,512,000円が上限となる）。

6 報告

受託者は、この業務の実施状況について、次により県に報告すること。

(1) 実施状況報告書の提出

受託者は、ひきこもり状態にある者のインターンシップが終了する毎に、速やかに委託契約書第10条第2項により県に報告するものとする。

(2) 実績報告書の提出

受託者は、本業務の委託業務が完了した日から起算して30日を経過した日、又は契約期間の満了日のいずれか早い日までに、委託契約書第11条により報告書等を県に提

出するものとする。なお、当該日が祝休日の際は前日の平日までとする。

(3) その他の報告業務等

- ① 受託者は、県から指示があった場合には、事業の実施状況について随時必要事項を報告するものとする。
- ② 生活困窮者にあつては、県に加え、つなぎを受けた自立相談支援機関等にも報告が必要となるが、自立相談支援機関等への報告は、軽微なものを除いて文書で行うこと。
また、自立相談支援機関等からの受託者への依頼、指示等についても、軽微なものを除いて自立相談支援機関が作成した文書をもって受けること。

7 守秘義務等

(1) 受託者の責務

- ① 受託者は、受託業務の実施に当たり、知り得た個人情報に関して、この業務に従事する全ての職員に、委託期間中及び委託契約終了後守秘義務を課すこと。
- ② 受託者は当該個人情報を委託業務の目的以外に利用してはならない。
- ③ 受託者は当該個人情報を受託者又は他の者の営業のために利用してはならない。

(2) 個人情報収集の制限

受託者は委託業務を実施するために個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

8 特記事項

- (1) 本業務を実施するに当たっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、業務目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 委託業務実施に当たっては山梨県財務規則やその他関係法令を遵守するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (3) 本業務を実施するに当たっては、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県に報告すること（生活困窮者にあつては、県に加え、つなぎを受けた自立相談支援機関等にも報告すること）。
- (4) 企画提案書への記載内容のほか、企画提案の審査にあたり県から示された質問事項に対して行った回答についても、その内容を誠実に履行すること。特に、インターンシップに参加する当事者の募集については、関係機関等との連携、インターネットを活用した周知等ほか、受託者自ら募集パンフレットを当事者の家族が立ち寄る場所や支援者に直接配付する等、精力的な活動を行うこと。また、インターンシップに参加した当事者へのアフターフォローについても、今後の社会参加に繋がるよう意欲的に行うこと。
- (5) 本業務においては、生活困窮者に該当しないひきこもり状態にある者も対象となる。
当該者からインターンシップの申し込みがあつた場合には、正当な理由無くこれを断ることはできない。なお、その場合には、あらかじめ県に協議すること（受託者のみの判断で断つた場合には、本業務の契約を解除することもあるので注意すること）。
- (6) 本業務に係る苦情等に関しては、受託者が責任を持って対応するものとし、併せて速やかに県に連絡すること。

9 その他

本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。